

①都道府 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について																		
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
						(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
						ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 制度案内の書類に記載	エ. 入学前に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2) (1) でケに○をした場合、その内容	ア. 各学校で制度案内を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会で児童もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入)	(2) (1) でケに○をした場合、その内容
該当団体	33	33	33	33	1	31	27	7	27	26	25	5	0	6	6	21	15	8	0	0	0	14	14
神奈川県 横浜市	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係	045-671-3270	ky-shuugaku@city.yokohama.jp	http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/soudan/soudan1000-shugakuenjo.html		○	○		○	○	○							○					
神奈川県 川崎市	川崎市教育委員会事務局総務部学事課	044-200-3736	88gaku@city.kawasaki.jp	http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-4-1-0-0-0-0-0-0.html		○	○		○	○	○							○					
神奈川県 相模原市	教育委員会 学務課 就学支援班	042-769-9262	gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1006895/1006903.html		○	○		○	○	○			○	福祉事務所、子育て支援センターなどの関係機関にお知らせを配布。							○	・学務課、区役所区民課、まちづくりセンター、公民館などの関係機関に備え置き。 ・市ホームページからダウンロード可能。
神奈川県 横浜須賀野市	教育委員会 学校教育課 支援教育課	046-822-8480	su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8320/index.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 平塚市	学校教育課	0463-35-8118	k-gakumu@city.hiratsuka.lg.jp	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/k-soumu/enjo.htm		○	○		○	○	○				職員向けに就学援助の手引きを配布		○						
神奈川県 鎌倉市	学務課学務担当	0467-61-3796	gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoiku/kyoiku/s-hien/index.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 藤沢市	教育部 学務保健課	0466-50-3558	fj-gakumu@city.fujisawa.lg.jp	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gakumu/kyoiku/kyoiku/shugaku/sedo.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 小田原市	小田原市教育委員会 教育部教育指導課	0485-33-1682	kyo-gaku@city.odawara.lg.jp	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/education/assistan-tance/syugaku/shugakuenjo.html		○	○		○	○	○						○					○	昨年度の就学援助支給者に教育委員会から郵送で申請書を配布。
神奈川県 茅ヶ崎市	教育委員会教育総務部学務課	0467-82-1111	gakumu@city.chigasaki.kanagawa.jp	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kyoiku/shogakko/1005140.html		○	○		○	○	○				新入学児童生徒の保護者へ、入学前の保護者説明会で申請書等を配布		○					○	「ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付」に並行して、常時希望者に教育委員会で申請書を配布
神奈川県 逗子市	逗子市教育委員会学校教育課	046-873-1111	gakkou@city.zushi.lg.jp	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gakkou/page-17.html		○	○				○			○	入学説明会で周知							○	前年度認定者については教育委員会より申請書類を郵送する。
神奈川県 三浦市	教育部 学校教育課	046-882-1111(内線410)	kyou0201@city.miura.kanagawa.jp	http://www.city.miura.kanagawa.jp/gakkou/shugaku.enjo.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 秦野市	学校教育課	0463-84-2785	kyoiku@city.hadano.kanagawa.jp	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/index.html		○	○		○	○	○						○					○	・前年度認定者へ、年度最後の通知に制度案内と申請書を同封。 ・公民館等でも申請書を配布。
神奈川県 厚木市	厚木市教育委員会 学校教育課	046-225-2650	8150@city.atsugi.kanagawa.jp	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/education/shugaku/d937967.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 大和市	教育部 学校教育課	046-260-5208	ky_gakko@city.yamato.lg.jp	http://www.city.yamato.lg.jp		○	○		○	○	○							○					
神奈川県 伊勢原市	教育委員会 学校教育課	0463-94-4711	gakkou-k@city.isehara.lg.jp	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2012022700026/		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 海老名市	教育部就学支援課	046-235-4918	shugaku-shien@city.ebina.lg.jp	https://city.elg-front.asp.lgwan.jp/lg-ebina/gp/city/browser?ActionCode=content&ContentID=1108011447979&SiteID=0000000000000		○	○		○	○	○			○	転入や児童扶養手当の手続き、生活保護の廃止の手続きの際に、各所管課より制度の書類を配付してもらっている。						○	各学校において、全児童生徒に制度案内とともに、申請書も配付している。 ・教育委員会で希望者に対して申請書を配付 ・市ホームページにて申請書のPDFデータ掲載	
神奈川県 座間市	学校教育課	046-252-8739	gakkou@city.zama.lg.jp	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/toppage0000000000000APM03000.html	@Zama_City (座間市公式ツイッター)	○	○		○	○	○											○	・教育委員会で希望者に対して申請書を配付 ・市ホームページにて申請書のPDFデータ掲載
神奈川県 南足柄市	教育委員会 教育総務課	0465-73-8034	kyoikusoumu@city.minamishigara.lg.jp	http://www.city.minamishigara.kanagawa.jp		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 綾瀬市	綾瀬市教育委員会教育部学校教育課学務担当	0467-70-5654	wm.705654@city.ayase.kanagawa.jp	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/		○	○		○	○	○						○					○	・教育委員会から前年度認定者へ申請書を郵送。 ・新入学児童生徒説明会で保護者に申請書を配布。
神奈川県 葉山町	教育委員会学校教育課	046-876-1111	gakkoukyoiku@town.hayama.lg.jp	http://www.town.hayama.lg.jp/		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 菟川町	教育委員会学校教育課	0467-74-1111(内線524)	gakkou@town.samakawa.kanagawa.jp	http://www.town.samakawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/gakko/kyoiku/gakuji/event/shochugakko/1378948621350.html		○	○		○	○	○						○					○	町ウェブサイトにて申請書様式を掲載。
神奈川県 大磯町	大磯町教育委員会教育部学校教育課教育総務係	0463-61-4100	k-soumu@town.oiso.kanagawa.jp	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/		○	○		○	○	○											○	・前年度の準要保護対象者に制度案内、申請書を配布(教育委員会→学校→保護者)する。 ・希望者や学校が援助の必要ありと判断した場合も申請書を学校にて配布する。
神奈川県 二宮町	教育委員会教育部教育総務課	0463-71-3311	kyoiku@town.ninomiya.kanagawa.jp	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp		○	○		○	○	○												
神奈川県 中井町	教育委員会委員会教育課	0465-81-3906	kyoiku@town.nakai.kanagawa.jp	http://nakai-iinkai.nakai-kanagawa.ed.jp/		○	○		○	○	○												
神奈川県 大井町	大井町教育委員会教育総務課	0465-85-5015	kyoiku-s@town.kanagawa-oi.lg.jp	http://www.town.oi.kanagawa.jp/kurashi/gakou/hojo.html		○	○		○	○	○						○					○	・町広報で制度案内し、希望者に教育委員会から申請書を配付 ・町ウェブサイトにて申請書をダウンロードできるようにしている。
神奈川県 松田町	教育課	0465-83-7023	kyoiku@town.matsuda.lg.jp	http://town.matsuda.kanagawa.jp/		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 山北町	学校教育課	0465-75-3648	kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp	http://www.town.yamakita.kanagawa.jp		○	○		○	○	○											○	・制度案内及び申請書を教育委員会窓口及び町内2か所の支所にて希望者に配布。 ・町ホームページに制度案内及び申請書ダウンロードページを掲載。
神奈川県 開成町	教育総務課	0465-82-5221	kyoiku@town.kaisei.lg.jp	http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=2501		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 箱根町	教育委員会学校教育課学校教育係	0460-85-7600	web_gakkou@town.hakone.kanagawa.jp	http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/7,0,31,142.html		○	○		○	○	○						○						
神奈川県 真鶴町	真鶴町教育委員会 教育課	0465-68-1131	kyo_gakkoukyoiku@town.manazuru.lg.jp	http://www.town.manazuru.kanagawa.jp		○	○		○	○	○						○					○	前年度申請者に配付
神奈川県 湯河原町	湯河原町教育委員会学校教育課	0465-62-1100	gakkou@town.yugawara.lg.jp	http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/gaxtokokoyoiku/attendance-support.html		○	○		○	○	○			○	・全戸配布している「くらしのガイドブック」に掲載。 ・新たに転入された方へも配布している。		○						
神奈川県 愛川町	教育委員会 教育総務課	046-285-6957	kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/		○	○		○	○	○						○					○	愛川町のホームページより申請書のダウンロードが可能。
神奈川県 清川村	教育委員会事務局学校教育係	046-288-1215	iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp	http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/Parenting/education/gakko/shochugakko/687.html		○	○		○	○	○						○						

		II 平成29年度準要保護認定基準																											
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合 係数(倍率)、基準根拠及び目安額			(3)(1)でツに○をした 場合、市町村長税課税 最低限度額に掛ける係 数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア.生活 保護法 に基づく 保護の 停止ま たは廃 止	イ.市区 町村民 税の非 課税	ウ.市区 町村民 税の減 免	エ.国民 年金保 険料の 免除	オ.国民 健康保 険料の 減免ま たは徴 収の猶 予	カ.児童 手当の 支給	キ.職 業安定 所登録 日雇労 働者	ク.PTA 会費、学 校納付 金の減 免が行 なれて いる者	ケ.個人 の事業 税の減 免	コ.固定 資産税 の減免	サ.学校 納付金 の滞り や、昼 食、被 服等が 悪い者 、学用 品、通 学用品 等に不 自由し ている 者等 で保護 者の生 活状態 が極め て悪い と認め られる 者、	シ.経済 的な理 由による 欠席日 数が多い 者	ス.保護 者の職 業が不安 定で、生 活状態 が悪い と認め られる 者	セ.生活 福祉資 金による 貸付け	ソ.生活 保護の 基準額 に一定 の係数 を掛け たもの (生活保 護の基 準額が 変わる と自動 的に変 更する もの)	タ.生活 保護の 基準額 に一定 の係数 を掛け たもの (生活保 護の基 準額を 参照し て定め ている もの)	チ.特別 支援教 育奨励 費の需 要額測 定に保 護基準 額に一 定の係 数を掛 けたも の	ツ.市区 町村民 税(所得 割又は 均等割) 課税最 低限度 額に一 定の係 数を掛 けたも の	テ.その他	係数(倍 率)	基準根拠		目安額 (年額)	係数(倍 率)	目安額(年 額)			
		課税所得 等の分類	基準額の 時期	係数(倍 率)	目安額(年 額)																								
該当団体	33	20	18	17	17	21	7	3	13	15	6	5	5	13	23	7	2	0	5	32	32	32	32	0	0	5	14	33	
神奈川県	横浜市	○				○														1	課税所得	前年度	344						20%未済
神奈川県	川崎市	○				○														1	その他	前年度	339				その他教育委員会が特に援助を要すると認めた者	【課税所得等の分類】地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	15%未済
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	前年度	449				世帯主の死亡、別居中など、特別な事情がある場合には個別に審査している。	【課税所得等の分類】について、本市は前年1月から12月における世帯の総所得で判断している 【目安額】について、賃貸の場合は449万円。持ち家の場合は354万円。	20%未済
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	3年前の 年度	416					【課税所得等の分類】給与所得控除後の金額	25%未済
神奈川県	平塚市					○														1.5	その他	前年度	457					(2)基準根拠 【課税所得等の分類】その他は、収入 【目安額】借家の場合の金額	15%未済
神奈川県	鎌倉市																			1.5	その他	その他	436					(2)課税所得等の分類→合計所得金額 基準額の時期→平成25年度の基準	20%未済
神奈川県	藤沢市	○																		1.3	課税所得	その他	379					(2)【基準額の時期】平成25年度	20%未済
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	300						20%未済
神奈川県	茅ヶ崎市																			1.3	課税所得	その他	345					(2)基準根拠の基準額の時期は平成24年度	20%未済
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前々年度	423					(2)の目安額に関しては持ち家の場合です。	10%未済
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	309						20%未済
神奈川県	秦野市																			1.5	課税所得	その他	388					【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を使用	15%未済
神奈川県	厚木市																			1.5	その他 所得 (税引き 前)	その他	460				(2)のその他について 【課税所得等の分類】生計を共にしている世帯全体の総収入を根拠としている。 【基準額の時期】平成25年8月以前の生活保護基準額を使用している。	20%未済	
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得 (税引き 前)	当該年度	362						30%未済
神奈川県	伊勢原市																			1.5	課税所得	前年度	375						15%未済
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	課税所得	前年度	424						10%未済
神奈川県	座間市																			1.3	課税所得	前年度	394						15%未済
神奈川県	南足柄市																			1.3	課税所得	前年度	355						15%未済
神奈川県	綾瀬市																			1.4	その他	3年前の 年度 (家賃等)	451				【課税所得等の分類】所得税の規定に基づく給与所得及び事業所得の合計から、同法の規定にある社会保険料の控除額を差し引いた金額。	30%未済	
神奈川県	葉山町																			1.5	課税所得	その他	400					【基準額の時期】保護基準別表第9を除き、平成24年12月末日現在において適用された生活保護法の基準	20%未済
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	352					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未済
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得 (税引き 前)	前年度	297						10%未済
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得 (税引き 前)	前年度	302						15%未済
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	400				その他経済的理由により児童又は生徒が就学困難となる特別な事情がある場合		10%未済
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	310					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の算定に用いる保護基準早見表を使用し、給与収入(税引き前)の1.3倍以下のものを対象としている。【基準額の時期】H24.4	10%未済
神奈川県	松田町																			1.3	課税所得	前年度	362						10%未済
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	286						10%未済
神奈川県	開成町																			1.3	課税所得	前年度	326						10%未済
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									ア～ツ以外で疾病等により経済的に就学困難となった場合	15%未済
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	350					保護者の死亡等や特に経済的に児童・生徒の就学が困難となる理由のある時	15%未済
神奈川県	満河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得 (税引き 前)	前年度	294						10%未済
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得 (税引き 前)	当該年度	358						25%未済
神奈川県	清川村	○				○														1.5	課税所得 (税引き 前)	当該年度	500						10%未済

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組		自由記載欄	
		ア. 特に取組を行っている(把握している)	イ. 取組を行っている(把握していない)		
該当団体	33	28	5	5	4
神奈川県	横浜市	○			
神奈川県	川崎市	○			
神奈川県	相模原市	○			新入学児童生徒学用品費について、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の変更に伴い増額を検討する。
神奈川県	横須賀市	○			
神奈川県	平塚市	○			
神奈川県	鎌倉市	○			
神奈川県	藤沢市	○			
神奈川県	小田原市	○			
神奈川県	茅ヶ崎市	○			
神奈川県	逗子市	○			
神奈川県	三浦市		○	制服のリサイクル	
神奈川県	秦野市	○			
神奈川県	厚木市		○	生徒への制服のリサイクル	
神奈川県	大和市	○			
神奈川県	伊勢原市	○			認定基準等について、さらに研究・検討したい。
神奈川県	海老名市		○	卒業生等に制服等を寄付してもらい、在校生・新入学生へ廉価で販売。	・小学校1年生及び中学校1年生の全児童・生徒を対象に、教材費支援として、それぞれ10,000円(小学校1年)、17,000円(中学校1年)を助成している。 ・就学援助認定者を対象に、就学援助制度とは別の支援事業として、月12,000円(上限)の学童保育料の補助を行っている。
神奈川県	座間市	○			
神奈川県	南足柄市	○			
神奈川県	綾瀬市	○			
神奈川県	栗山町	○			
神奈川県	菟川町	○			
神奈川県	大磯町	○			
神奈川県	二宮町	○			
神奈川県	中井町		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
神奈川県	大井町	○			
神奈川県	松田町	○			
神奈川県	山北町	○			
神奈川県	開成町	○			
神奈川県	箱根町	○			
神奈川県	真鶴町	○			
神奈川県	湯河原町	○			
神奈川県	愛川町		○	卒業生等の制服リサイクル回収ボックスの設置	9月補正で新入学用品費の単価増に対応する予定。
神奈川県	清川村	○			